

社会福祉法人に対する監査の結果について

社会福祉法に基づいて実施しました社会福祉法人に対する監査において、社会福祉法人の運営等における重大な事項が確認されたので、監査の結果について報告します。

1. 法人名

社会福祉法人 母子育成会（川崎市川崎区本町 1－1－1）

2. 監査の実施

（1）実施期間 令和 5 年 1 0 月 2 7 日～令和 5 年 1 2 月 1 8 日

※実地監査は令和 5 年 1 0 月 2 7 日、1 1 月 6 日、1 1 月 1 3 日

以降は、個別の事項について、電話、メール、訪問にて実施

（2）実施理由 当該法人の自主調査により、法人内においてこれまで不適切な会計処理がなされていた疑いが判明し、当該法人の財務報告体制の実態を把握するため。

3. 監査結果について

当該法人の運営及び会計について、令和 6 年 3 月 2 6 日に社会福祉法に基づく文書指導を行った。

法人からの改善報告日：令和 6 年 4 月 3 0 日

問合せ先

川崎市健康福祉局総務部企画課 森

電話（0 4 4）2 0 0－0 4 6 2

	確認した事項	文書指摘事項	改善結果
1	過去の理事会・評議員会での議事録からは、法人が資金繰り悪化の状態になっても、経営について議論した形跡が確認できなかった。過去の指導監査では、理事会で、経営についてきちんと審議するよう助言をしてきたが、資金繰り悪化については報告されていたものの、肝心の指導監査結果については、その詳細が報告されていなかった。 理事長が、経営状況や市の指導監査結果を理事や評議員に報告する意識が乏しく、結果として、理事会・評議員会が形骸化する状況となっていた。	社会福祉法人制度における理事や監事、並びに評議員による理事長に対する牽制機能が十分に働くよう改善を図ること。	令和5年3月29日の理事会にて常務理事の交代があり、実質、法人経営を深瀬理事長から代わって担うこととなった。併せて理事、評議員も全員交代し、令和5年度からは既に新体制での運営がなされている。更に令和6年3月29日の理事会・評議員会にて深瀬理事長の解任決議がなされ、千葉新理事長が就任、新体制による健全な法人運営に努めている。
2	理事長による不適切な会計処理が行われていることを知りながら、事務局は疑うことをせず理事長の指示に従い業務を行っていたことが確認された。	社会福祉法人は、従業員も含め、高い意識をもって、定款や関連法令、内部規程等について、法令等の遵守を徹底していく必要があることから、従業員教育や、法人ガバナンスを徹底し、高い法令遵守の意識を醸成させるように取り組むこと。	かつては理事長しか知り得なかった金銭の動きや会計処理が横行していた。疑いはあっても理事長に進言する組織風土になく、長年の慣習のようになっていたことも事実である。令和5年4月から常務理事交代になり、役員組織含めた改革が行われた。法人本部事務機能の強化を図るとともに、各事業所の管理者、事務員との連携を図り、透明性の高い法人運営を進めていくよう努めている。また、社会福祉法人が求められる公益性や非営利性の意識を高く持てるよう、研修等を計画している。

	確認した事項	文書指摘事項	改善結果
3	発生主義の原則ではなく、現金主義で会計処理が行われていたため、費用が発生した期間ではなく、現金支出が行われた期間に計上されていた。資金減少により業者への支払遅延が生じ、費用の支出は、その時に現金のある施設から行われていた。現金支出が遅れることで、当期の費用として認識しないことになり、期末において、負債（事業未払金）の計上を行わず、結果として未計上の負債が多額に存在していた。	費用の過少計上は、多額の簿外債務につながることから、発生した期間・発生した施設で計上すべき発生主義の原則に基づき会計処理を行うよう改めること。	収支ともに考え方として現金主義での会計がなされていた。既に発生主義の原則に則った会計処理を行っている。
4	法人には、退職給付規程に基づく退職金制度があり、退職金制度の一環として、保険を用いて資産運用している。会計基準に従えば、令和4年度決算においては、令和5年3月の職員の期末要支給額を退職給付引当金として計上すべきであるが、その金額が算定されていなかった。	退職給付引当金を適切に計上すること。	退職給付引当金に限らず、金銭の流用はあらゆるもので横行していた。今後は就業規則に基づく退職金給付を適正に行えるように退職給付引当金を計上していく。また、法人の退職金規程のみならず全て規程に基づき対応をしている。
5	借入金の金額を、決算のタイミング（3月31日）で事業未払金に振り替えていた。	このような会計処理は、借入金を少なく見せることにより、計算書類の利用者の判断を誤らせることに繋がる不適切な会計処理であるため、適切な会計処理を行うこと。	このような不適切会計処理が行われないように、理事会・評議員会で令和5年4月から監視をしている。

	確認した事項	文書指摘事項	改善結果
6	借入金と思われる取引が、勘定科目上は、短期運営資金借入金や長期運営資金借入金の科目ではなく、立替金勘定が使われていた。立替金勘定のマイナスを使うことで入金処理を行い、出金処理を行う際は立替金勘定で出金処理をしていた。当該借入金については、理事会の決議を諮っておらず、契約書も未作成であった。貸借対照表上、借入金は資産（立替金）の減少で会計処理されており、借入金の金額が適切に表示されていなかった。	適切な会計処理を行うこと。	このような不適切会計処理が行われないように、理事会・評議員会で令和5年4月から監視をしている。
7	長期運営資金借入金、設備資金借入金について、一年ルールが適用されていなかった。	長期運営資金借入金と設備資金借入金について、一年ルールを適用し、1年以内に支払期限が到来するものを流動負債に計上すること。	長期運営資金借入金と設備資金借入金について、一年ルールを適用し、1年以内に支払期限が到来するものを流動負債に計上するよう努める。
8	会計基準では、「賞与引当金の計上は、法人と職員との雇用関係に基づき、毎月の給料の他に賞与を支給する場合において、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を賞与引当金として計上する（社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について18（2）賞与引当金について）」とされているが、この計上がされていなかった。	今後は支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を賞与引当金として計上すること。	旧体制下で理事長は、賞与支給について「借金（借入）して支払うもの」と公言していた。引当について質問が及んでも「余裕がない」との回答であった。今後は発生主義による会計処理の原則に立ち返って、各期における賞与引当を計上する。
9	同一施設内で各事業を行う場合には、合理的な費用配分の方法によって、按分を行う必要があるが、支払った拠点区分で費用を負担しており、各拠点区分に適切な費用が計上されていなかった。	今後は適切な費用按分を行うこと。	令和5年度中に按分比率の根拠を共有することに努めた。今後は各事業所における「収入」「面積」「稼働時間」等々を加味して費用按分していく。

	確認した事項	文書指摘事項	改善結果
10	本市から令和4年6月23日に、「令和4年度老人福祉施設育成費助成金（特別養護老人ホームしゃんぐりら）」として20,536,800円を法人に支払っているが（法人側の帳簿だと令和4年7月1日付で設備資金借入金元金償還補助金19,900,000円、借入金利息償還補助金636,800円）、条件として「この補助金は、老人福祉施設における入所者の処遇の向上及び施設職員の待遇改善並びに施設経営の健全化を図るために使用し、その他の目的に使用してはならない。」とされている。法人の帳簿と福祉医療機構からの「約定元利金等のお支払について（ご連絡）」で確認したところ、福祉医療機構への借入金元金返済の一部5,000,000円の返済に充てたのみで、補助金の一部しか適正な使途に用いられていなかった。	所管である長寿社会部高齢者事業推進課の指示に従い、適正に処理すること。	会計処理上の問題として、補助金処理含めて混同しているため、内容を確認の上で適正に処理する。
11	法人独自の調査によると、理事長による、架空請求や経費の水増し、私的利用の費用請求等、数々の不正が疑われる行為が確認されたとのこと。 今回の監査においては、法人の調査をもとに、抽出により部分的な確認をしたところ、出張旅費計上による不正な支出、福利厚生費関係費用、履行確認ができない修繕費及び委託費の計上、雑費計上による現金支出等の理事長による不正が疑われる取引が確認された。	理事長による不正が疑われる重大な不適切行為について、法人は、自らの調査による原因究明を進め、責任の所在を明らかにするとともに、事案の重大性を鑑みて、関係機関の協力を得る等して全容の解明に取り組むこと。 また、法人の行った対応について本市に報告すること。	深瀬前理事長による法人資産の私的流用や不正行為は枚挙にいとまがない。 令和6年4月11日、12日に理事、評議員による旧経営陣（理事、評議員、監事）からの聴き取りを行ったが、異口同音に「気づかなかった」「知らなかった」旨の言葉が聞かれた。これらのことから、本来の理事会・評議員会が機能していなかったことは明らかである。本件について既に現行の理事・評議員・監事は令和6年4月30日に前理事長深瀬亮一氏について告発した。

	確認した事項	文書指摘事項	改善結果
12	法人の運営する各事業所においては、必要な人員が配置され、利用者に対して適切なサービスが提供されていることを確認した。	引き続き、従業員の雇用の確保を図るとともに、各利用者が継続的にサービスの利用を受けられるよう体制の再構築を進めること。	令和5年度から、理事長、法人全事業所管理者、法人本部事務職員による運営会議を毎週開催し、収支報告、事故報告、課題共有等をしている。横の連携とトップの考えの共有などに努め、そこから全従業員への周知がなされるような組織体制の構築を進めている。

4. 今後の対応

当該法人から提出された改善報告の内容が適切に履行されているか随時確認を行うとともに、法人運営が適切に行われているかの確認を継続して行う。